

アジアにおける同性婚法の可能性 ——鈴木賢著『台湾同性婚法の誕生——アジア LGBTQ+ 燈台 への歷程』（日本評論社、2022）を読む——

Possibility of Same-Sex Marriage Laws in Asia: Book Review Suzuki Ken, *The Birth of Taiwan's Same-Sex Marriage Laws*

田 文俊
TIAN Wenjun

東京外国語大学大学院博士後期課程
Tokyo University of Foreign Studies, Doctoral Course

キーワード

台湾 民法 同性愛 同性婚 中国大陸

Keywords

Taiwan; Civil Law; Homosexuality; Same-Sex Marriage; Chinese Mainland

原稿受理日：2023.12.15

Quadrante, No.26 (2024), pp.201–212.

目次

はじめに

1. 本書の構成と内容

2. 本書の意義

3. 本書への疑問点

4. 中国の同性婚法制化への示唆

おわりに

はじめに

2001年4月に同性婚法を可決したオランダは、同性愛者の権利保護において世界の先頭に立った。オランダを皮切りに、ベルギー、スペイン、カナダとアメリカなど西側諸国では、同性婚法が次第に法制化されるようになった。2022年10月までに、全世界では同性婚法が計33ヶ国において実施されている。同性愛者にとって、同性婚制度が本格的に導入されたことは、権利保護の具体的な形を提示したという点で意義深い。

その一方で、中国（中華人民共和国）では同

性婚法が実現していない。李・季（2014）は、中国で同性婚法を可決することができない現状に鑑み、社会文化の視点からその原因を論述した。その結果、儒教の影響を挙げた。すなわち男女の性別分業、世代の継承及び父子嫡出関係の重視という儒教文化は、同性婚法の可決に歯止めをかけているというのである。李・季（2014）によれば、男女の結合により子供を持つことがなくなれば、家族制度は崩壊する見込みであるという（李・季2014:184）。一方で、こうした中国社会で結婚の権利を争おうとした同性愛者もいるが、結局は、婚姻の申請が却下されている。例えば、2015年6月23日、孫文麟とパートナーとの同性婚を求める申請は、「同性間の結婚は、公序良俗に違反しており、法律によって認められない」という理由で湖南省長沙市芙蓉区民政局に拒否された¹。こうした事例から考えれば、儒教文化圏では同性婚法の実施は容易ではない。

同性婚法が実施されている33ヶ国のうち、

¹ 搜狐新聞「同性婚姻維權第一案宣判」、<http://news.sohu.com/20160413/n444065846.shtml>（最終アクセス日：2022年11月12日）。



東アジアにある国／地域は、台湾のみであるということに評者は注意を払っている。なぜ台湾は中国と異なり、儒教文化の影響を克服し、同性婚法を可決したのか。これが評者の関心の所在である。鈴木賢の2022年の著作『台湾同性婚法の誕生—アジア LGBTQ+ 燈台への歷程』（以下、本書とする）は、儒教文化圏における同性婚法の実現について、貴重な示唆を与える研究である。本書は台湾の同性婚法の可決までに辿った道を振り返り、婚姻平等をめぐる異なる意見が国民間で飛び交う社会において、同性婚法をどのように実現したのかについて検証したものである。欧米諸国の経験の分析を中心とした既存研究に対して、本書は台湾の経験から実践的な示唆を得た貴重な研究である。

著者の鈴木賢は明治大学の教授で、中国法、台湾法、人権及び LGBT 研究を専門とする研究者である。著者は、台湾留学歴を有し、1993年に訪問学者として中国大陸へ赴いて学術交流を行った。現在まで、ほぼ一貫して法学研究に携わっている。著者は1999年に台湾に長期滞在して台湾法の研究をはじめた頃から、同時に台湾の同性愛者コミュニティとの交流もはじめていた。著者の言葉を借りると、本書は、こうした20年を超える研究と交流の総括的な報告である。

本稿ではまず本書の構成と内容に則して、著者の問題意識と研究目的を確認する。次にそれに基づいて、台湾において同性婚法がどのように実現したのかを本書の展開に則して確認し、本書の意義を検討する。その上で、本書についての疑問点と中国の同性婚法制化への示唆を提示する。

1. 本書の構成と内容

本書の章構成は以下の通りである。

序章	
第1章	「同志」の誕生と台湾社会
第2章	「同志」運動の生起
第3章	制度化される「同志」
第4章	同性婚から「婚姻平権」へ
第5章	自治体パートナーシップ制度という「破口」
第6章	婚姻平権をめぐる民意
第7章	蔡英文政権誕生と民法改正案
第8章	大法官解釈までの道
第9章	大法官七四八号解釈の論理
第10章	国民投票による決戦
第11章	特別立法による制度化へ
第12章	同性婚法の内容と残された課題
第13章	ポスト同性婚と台湾社会のゆくえ
終章	

序章は、著者の問題意識、研究目的と研究方法を提示している。台湾の同性婚法の実現を鑑み、著者はなぜ台湾がアジアで初めて実現することができたのかという問いを投げかける。本書は台湾に考察の舞台を求め、この地域で展開した婚姻制度の変動に向けて仕掛けられた実践の軌跡、そしてそのために取られた戦略や論理を考察する。著者は、日本人が先行する台湾の経験から何を学ぶべきかを探ること、台湾法と台湾 LGBTQ+ 運動から実践的示唆を獲得することを本書の目的としている。

第1章は、台湾社会における同性愛者に対する認識の変容を論じている。同性愛者に対する強い抑圧が長い間、台湾社会を隅々まで支配してきた。家父長制と異性愛主義の影響が強く浸透した台湾社会では、同性愛者にネガティブなイメージがあったため、同性愛者は公的な議論の対象とされておらず、社会の中で徹底に不可視化されていた²。こうした社会におい

² 本書、12頁。以下、本書からの引用については、本文の該当箇所後に（ ）で頁を示した。

ては、同性愛者は同性愛文学という経路を通じることでようやく、「私」の空間から「公」の領域である政治的空間への発信を試みることができた、と、著者は指摘する(18頁)。

第2章は、台湾において同性婚法を求める運動の第一線で活躍していた祁家威の活動を例に、組織的同性愛運動の始動がどのような成果をもたらしたのかについて考察する。祁家威は数十年間にわたって同性愛者の婚姻の権利を呼び掛けていた。彼は「問題の核心は婚姻にあるのではなく、平等にこそある」という態度も示していた(26頁)。また戒厳令が解除された1980年代後半以降、同性愛関連の読書サークル、雑誌、公聴会などが発足し、電子掲示板BBS、ラジオ番組なども勃興した。この際に他の人権運動、特に女性運動と結びついていたことが台湾同性愛運動の特徴だと、著者は鋭く指摘する(50頁)。

第3章では、著者は同性愛者を法規の対象と捉える原則を論じている。台湾では21世紀に入るまで法律の条文に同性愛者や性的指向、同性カップルと言った文言が登場することはなかった(55頁)。欧米諸国において同性愛者が公的な議論の対象であった³こととは異なり、台湾では婚姻に関わる法律は異性愛者を所与のものとしており、同性愛者を法規の対象として想定していなかった。しかし著者は中国により国際的生存空間をますます狭められている台湾にとって、法律で人権尊重の原則を立てることは、外部的正統性の獲得に繋がる戦略の一環となると指摘する。

第4章は、結婚を異なる性別の一男一女の結合関係に限ると規定する民法の改正をター

ゲットとし、同性婚法案の提起の経緯について論じている。2006年から2013年まで同性愛者の権利上法的に承認するための多くの草案⁴が立法院に提案されたが、結局、全て廃案となった。それについて著者は、同性愛者団体内部でも見解が対立しており、コンセンサスはなかったと指摘する(83頁)。また台湾の裁判所は2014年に、婚姻の成立について立法者に広い裁量権を認めていた。すなわち、法律で婚姻を男女間に限定することは、立法者の裁量を超えるものではないというのがこの時の裁判所の判断であった。著者は、こうした「立法裁量論」が同性婚の障害として立ちはだかっていたと指摘する。

第5章は、同性パートナーの存在を可視化するための地方レベルの新たな戦略の起動を論じている。すなわち、国レベルでの同性婚法案は立法院では、採択に向けて実質的審議を進めることができずに足踏みが続いていたのに対し、高雄市では、2014年に戸籍電算システムに同性パートナーを注記する方式でパートナーシップ登録が始まった。この注記方式は2017年7月までに、全国の22ある自治体のうち18県市にまで広がった。しかしながら、この注記はあくまでも戸籍事務所内の参考情報に止まり、身分証明の法的登録に及ぶものではない。ただし著者は、同性パートナーがこの注記を利用することで、同性パートナーの存在を社会的に可視化させ、法的保障を求めていることを顕在化させ、同性間の婚姻登記への事実上の助走を始めた(133頁)、と高く評価する。

第6章は、婚姻平等をめぐる民意の動きを論じている。本来、マイノリティに平等に権利を

³ 台湾と異なり、欧米諸国においては同性愛者及び同性間性行為が長期にわたって明確に法律によって処罰の対象とされていた。しかし、少なくとも形式的にはソドミー法が存続している国もあるが、近代人権思想の発展に伴い、性的指向による差別取扱いを解消することは、欧米諸国の潮流となっている。出所：本書、55-56頁。

⁴ 主に「婚姻平権草案」、「パートナーシップ制度草案」と「多人家族草案」に分かれる。婚姻平権草案は民法の中の婚姻と家族に関する性別要件を性的に中立化することを提案するもので、男女を意味する用語をすべて性に中立的な用語に改正するものである。パートナーシップ制度草案は性別を問わない二者のパートナーシップ契約により関係を成立させる全く新しい家族類型を創設することを提案する。多人家族草案は一対一に限定せず、三人以上の多人数による共同生活を送る関係を家族として扱う新たな制度の創設を提案するものである。

保障するかどうかを、多数決により決するのは不合理である。なぜならば、多数決は原理そのものが少数派に不利であるため、マイノリティの権利保障に用いる手段としては問題がある。しかしながら、多数派がそれに同意しない限り権利が認められないのであれば、マイノリティは永遠に無権利状態におかれかねない。従ってマイノリティ集団の権利の保障には、国民意識と社会通念を無視できない。台湾中央研究院が実施したアンケート調査⁵で得られたデータを踏まえて、著者は婚姻平等に関する国民意識の推移を考察する。アンケート結果によると、2012年には婚姻平等を支持する人数が過半数に達しており、この傾向は2015年調査でも維持されていた。ただし2016年以降、一転して再び反対派が賛成派を大きく上回るようになっていた。著者は何が世論を変えたのかについて、アンチ同性愛団体による同性愛嫌悪の宣伝キャンペーンが社会で繰り返されたためと考えている。

婚姻平等に賛成する人について、女性、都市部の住民、若者、高学歴、また民進党の支持者のほうが多数を占める、という人物像を著者は描く(134頁)。2017年になって、ようやく大法官は「現行民法の婚姻に関する規定は憲法に反しており、2年以内に法改正を完成さなければならぬ」と裁定した。しかしながら、約半数の国民は大法官裁定を受け入れないと表明した。このように司法と国民世論は鋭く対立していたのであり、いわば立憲主義と民主主義のぶつかり合いが起きていたのである(135頁)。

第7章と第8章は、蔡英文政権の誕生を振り返るとともに、蔡英文政権下での同性婚法をめぐる討論の実態を考察する。2016年の総統

選挙で、同性婚法を支持する民進党の立候補者である蔡英文が当選すると、婚姻平等のための同性婚法の草案が相次いで立法院に提出された。台湾が婚姻平等を達成することは、台湾がマイノリティの人権を手厚く保護する国であることを世界に向けて発信する絶好のチャンスであり、それにより中国との差異を際立たせることにも繋がる、と蔡政権は考えていた(166頁)。

政府が立法による同性婚法制化の道を模索すると同時に、司法を通じて同性婚法を求める当事者の訴えも続いていた。2017年に司法院大法官は憲法解釈の申請を受理し、婚姻平等の可否という問題を全国民の前で公開の討議に付すこととしたのである。公開の口頭弁論において、男女の結合だけを規律する現行民法について、法学研究者の見解は合憲と違憲とに分かれた。合憲論を支持する研究者は、同性愛者に対して一定の法的保護が必要だとしても、それが婚姻である必要はないと述べた。違憲論を支持する研究者は、立法がたとえ婚姻以外の制度を設けても、平等権の趣旨に合致させることはできないと述べた(173-177頁)。結局、大法官の解釈では、「同性婚がいかなる公共的利益に害をもたらすかを証明できない限り、民法が違憲とならざるをえない」という終局的な判断⁶が下された。

第9章は、大法官解釈の論理を詳細に説明する。大法官解釈文は、口頭弁論から二ヶ月後の2017年5月に公表された。著者は解釈文のポイントを、①現行民法は違憲である、②違憲解消に二年の猶予期間を設ける、③同性カップルに婚姻の自由を保障するためにいかなる法形式を採るかは、立法裁量に委ねられる、

⁵ この調査では無作為抽出の訪問調査により、データを集計している。「同性愛者にも結婚する権利があるべきだと思いますか」という問いに対して、「大いに支持する」、「支持する」、「支持しない」、「まったく支持しない」、「どちらでもよい」と「分からない」という選択肢が示されていた。

⁶ 台湾の法体系において大法官解釈は、憲法と同じく扱われる。そのため、すべての法律、法規範などは大法官解釈を覆すことが禁止される。

④二年以内に立法措置が採られなかった場合は、現行法により同性カップルは結婚登記を成しうる、という四点にまとめている(189頁)。

婚姻の自由を保障するかどうかは本来、立法院が立法で対応すべき問題である。にもかかわらず、立法ないし法改正による決着がいつになるか見通せないこと、またそれが申請者の重要な基本権の保障にかかわる案件であることを踏まえたために、司法院大法官は憲法解釈を下し、同性間の婚姻についての規定が欠けているという立法の不作为を違憲と判断したのである。その一方で、性別を同じくする両名に永続的結合関係を成立させていないのは、憲法に列記する性的指向による差別禁止という趣旨に反しており、差別的扱いである。さらに、生殖により後代を延續させるという機能がそもそも異性婚でも不可欠の要素ではないため、同性カップルが自然生殖できないことを理由に結婚させないとすれば、それは合理性を欠く差別的扱いとなる(190-196頁)。しかしながら、大法官のこの憲法解釈は、民法の婚姻に関する章において性別を同じくする両名に永続的結合関係を成立させていないことが、憲法に反するという解釈を行っているに過ぎず、嫡出推定、親族関係、扶養義務と養子縁組などの規定の変更には及ばない。それについて著者は、異性婚姻との違いが残されている、と指摘する。

第10章は、大法官解釈の公表以降、どのように同性婚を法制化するのかをめぐって、各集団間で発生した攻防の過程を論じている。大法官の解釈は、台湾の法秩序において最終的な法的決定である。従って解釈の公表の以降、主要な論争の場は同性婚法を認めるかどうかから、それを民法改正によるのか、それとも特

別法制定によるのかという立法形式の問題へと移った。反対派は国民投票を仕掛け、多数の賛同を得ることで、大法官の解釈を多数決によって覆そうとしていた(208頁)。同性婚法の反対派も賛成派も、それぞれの国民投票の主文を作成し、全社会で国民の支持を呼び掛けていた。結局、2018年11月24日、同性婚法の形式と同性愛教育の可否に関して、賛成派と反対派の両方によって提起された合計5項目の国民投票⁷が実施された。結果として、同性婚法と同性愛教育の実施に反対する人数が半数を超え、民法の改正でなく、特別法制定による同性カップルの権利を保障するに賛成する人数も半数を超えた。このように大法官解釈と国民投票の結果のねじれた関係が立法化に混乱をもたらすことになった。この結果を鑑みて、大法官解釈と国民投票の両方を満足させる法律を作るための模索が始まったのである。著者は、この国民投票には果たして民主主義と立憲主義のどちらを優先すべきかを問う、という究極的な意味合いがあったと指摘する⁸。

第11章は、国民投票以降、同性婚法の実施をめぐって各勢力団体の主張が飛び交うという社会実情を踏まえて、同性愛者の権利の実現の方法を論じている。国民投票で圧倒的な支持を得て勝利を収めた同性婚反対派は、国民投票の結果に基づいて特別法の制定を主張した。一方で同性婚支持派は、大法官解釈の効力が憲法と同等であるため、国民投票の結果は大法官解釈を覆すことができないと主張した(232頁)。台湾の法体系に鑑み、著者は民法であれ、特別法であれ同性婚姻は婚姻でなければならず、同性パートナーなどではあり得ない、と指摘する。行政機関は、国民投票の結果を受けて民法改正を断念し、特別法の制定を

⁷ 国民投票は、①「民法婚姻を男女に限定する」、②「同性愛教育を実施しない」、③「特別法による同性カップル保障」、④「民法による同性婚を法定する」と⑤「同性愛教育を実施する」からなる。

⁸ 国民投票の結果が分かった次第に、この国民投票は最初からやるべきものではないと述べた人がいる。

検討し始めていた。結局、行政機関が作成した「婚姻自由の平等な保護の達成」を明記する特別法は、ようやく2019年5月24日に、立法機関の審議を通して成立した。こうして台湾は、アジアではじめて同性婚を法制化する国／地域となったのである(248頁)。

第12章は、台湾の同性婚法の内容と残された課題を考察している。台湾の同性婚法には、婚姻の成立要件、無効と取消の条件、配偶者の財産相続、法定後見、扶養義務と信教の自由などが、異性婚法の要求と同じく扱われる(255-259頁)。ただし養子縁組の面では、異性愛者カップルと異なり、同性愛者カップルは他人の子を養子に迎えることが認められない。本章で著者は、台湾の同性婚法に残されている課題、つまり異性婚姻との間で重大な相違について、①外国籍者との同性婚には国籍による制限が残っている、②他人の子どもを養子とすることができない、③人工生殖法の適用が認められていない、④同性配偶者の血族との間に姻族関係が生じない、とまとめる(260頁)。

第13章は、同性婚法が実施され、同性カップル間にも婚姻が成立するようになった台湾社会では、何が起きており何が起きていないのかを検証する。内政部戸政司の統計データによると、2019年から2021年末まで、同性婚は登記件数が結婚総件数の1.94%を占め、離婚件数が総件数の0.52%を占める(282頁)。著者はこのデータをもとに、同性婚が異性婚に比べてことさら不安定であるという結果は出ていない、と指摘する。また、行政機関が実施した世論調査によると、2020年に婚姻平等に賛成する人数が過半数を超えた⁹。台湾でのポスト同性婚時代の社会の論点は、同性カップルの子育て、高齢同性愛者への支援、トランスジェンダーへの配慮及び性別のさらなる多元化へ

移っていく、と著者はまとめる(293-304頁)。

終章は、台湾が同性婚法の施行までに辿ってきた道にはどのような特徴があるか、またなぜ台湾がアジアで最初に同性婚を法制化することに成功したのか、その要因は何であるのかを論じている。台湾の同性婚法が辿った道を整理すると、まずは間接民主主義、ついで司法、それから直接民主主義、最後に仕上げとしてまた間接民主主義をくぐり抜けて、ようやく成功する(309頁)。その一連の過程には、成熟した民主主義社会で育つ多数の国民は、同性愛者にも婚姻の権利を与える運動に取り組み、公の場で婚姻平等を口に出して論じたということである。台湾では、同性婚は性別二元主義と異性婚主義の打破を目指すジェンダーの問題の一環に位置づけられ、大きな集約作用と社会的な説得力を手に入れた(320頁)。最後に著者は、ジェンダーの問題の政治化の成功、政権の支持及び中国と異なる存在という台湾ナショナリズムの発展に伴い、台湾がアジアで最初に同性婚を法制化することに成功した、とまとめている。

2. 本書の意義

評者は、本書には以下のような二つの意義があると考ええる。

第一の意義は、台湾の同性婚法の実現について、同性婚を求める運動の始動段階から起こった出来事を時系列的に丁寧な整理することで、台湾の同性婚運動史を初めて詳細かつ立体的に明らかにし、欧米諸国と異なる台湾の貴重な経験を示した点にある。本書は、同性婚法の実施前に儒教文化の影響を受けた台湾で、同性愛者が嫌われるという実情を振り返り、また同性婚法の実施のための攻防にあたり、同性婚支持派が立法案の提出や国民投票などの

⁹ 2018年に実施された国民投票では同性婚法の反対派は民意の支持を得て勢いづいたが、結局、大法官解釈を覆すことはできず、同性婚法が採択された。つまり台湾の同性婚法はある意味で国民多数の意思に抗う形で制定されたのである。

手段を使い尽くした上で、同性婚法の成立の結果を迎える歴史を詳しく説明する。

イレーヌ・テリー(2019)によれば、フランス社会においては、「結婚が避けることのできない社会的義務でも、性に関わる許可と禁止の主要な基準でも、性別に関わる関係にとっての超えられない地平でもなくなった」という社会現象がすでに現れている。従って、「結婚するかしないか、結婚の枠組から出るか出ないかは、個人の意識の問題になったのである」¹⁰。その論理から考えると、同性愛者が結婚するかしないか、また果たしてどのような人間と結婚するかは、完全に自身の意思により決定されるようになったのである。換言すれば、フランスでは婚姻の自由を性別で制限するような法律の文言は、婚姻当事者の権利を侵害すると考えられている。このため、自由を原則とする民主主義社会では容認できず、そのような法律は改正しなければならない、というのが社会の共通認識になっている。台湾と異なり、フランスは2013年に、同性婚法が議会の多数決を経て可決された。これにより、立法を通して同性婚が制度化した。

また陳(2014)は、なぜスペインで同性婚法が成立するのかに疑問を持ち、その原因を明らかにした。スペインはキリスト教の影響が大きいため、スペイン人の同性愛者はキリスト教義によって抑圧されていると思われる。しかし陳(2014)によれば、社会の発展に伴って、キリスト教の教義は実際にはスペイン国民、特に若者の間では遵守されておらず、影響力がますます低下するようになった。またスペイン憲法によって、政教分離の原則が樹立され、国家の非宗教化が確立し、宗教による政治的行政への介入が全面的に禁止されている。それが同性

婚法の実現に対する宗教の負の影響を大幅に引き下げた、と陳は指摘する¹¹。結局スペインは2005年に、議会で多数決により、同性婚法を立法化、制度化した。

これらに対して台湾は、司法、国民投票と議会立法のすべての過程を経験したが、そのなかで司法が決定的役割を担った事例である(309頁)。そして台湾や東アジアにある他の国では、伝統的な家族制度と倫理を覆せる土壌は整っておらず、むしろ同性愛運動は西側諸国からの腐敗した文化と見られる向きがある。本書の著者によれば、こうした社会では、多数決により制定された法律がマイノリティ集団の権利を制限するかどうかに関心を寄せ、かつ人権保護の最後の砦としての役割を担うことを自覚する団体を見つけることが重要である。台湾の場合は、その役割を担うのが大法官であった。評者なりに考えると、東アジアにある他の国において同性婚法を求める運動にも、その役割を担う団体を見出すのが重要な条件となろう。

第二の意義は、LGBTに関する法律のタイプを分類し、異なる法モデルの下でのLGBTへの法の態度を明らかにし、法律面で同性婚法の実現に対する障碍を提示した点にある。本書は、LGBT集団を法律がどのように捉えるのか、それがどのような影響をもたらしたのかを明らかにした。従来のLGBTに関する立法の研究においては、人権保護の面を強調し立法の可能性と形式を検討対象とするものが多いが、法律自身の立場を掘り下げる研究は見つからない。著者によれば、この立場の違いから、LGBTに関する法律を抑圧モデルと不可視化モデルに分けることができる(55頁)。

著者が指摘するように、同性愛者が法律の規律対象となる西側諸国とは異なり、台湾は同

¹⁰ イレーヌ・テリー著、石田久仁子・井上たか子訳『フランスの同性婚と親子関係 ジェンダー平等と結婚・家族の変容』、明石書店、2019年、115-116頁。

¹¹ 陳陽『西班牙同性婚姻合法化研究』、華東政法大學法律史研究科2014年度博士論文、2014年。

性愛者が法的権利の主体として登場したことのある公共空間ではなかった。西側諸国において同性愛者は抑圧されており、そうした対象として社会が目を向けるという歴史があった。近代以降、民主と人権の理念が発展するに伴い、こうした過去があることにより、むしろ同性愛者の権利保護への転換が起きやすくなる。それに対し、同性愛者が社会的に可視化されておらず、私的空間に閉じこもって暮らす社会では、同性愛者の顕在化を遅らせる結果となり、このため権利保護への転換が起きていない、ということである(57頁)。台湾では戒厳令の解除以降、同性愛者が同性婚法を求める活動を続けている。特に2000年代に入ってから、活動を組織化したため、同性婚法は実現するようになった。その点で同性愛者が、自身の主張を外部へ発信し、自身の存在をカミングアウトしなければ婚姻平等を実現する見込みはない、という示唆を同性愛者に提示したことに大きな意義があると、評者は考える。

3. 本書への疑問点

以上のように、本書には重要な意義があるが、同時に以下の二つの疑問点も挙げられる。

第一に、本書は、同性婚法の実現に向けたLGBT 集団及び同性婚法の支持派の努力、つまり反対派との闘いに挑む歴史を明らかにしたが、LGBT 集団内にある異議への考察が不十分である。というのも、著者はあくまで同性婚法の実現を目標とする同性愛者の動向に目を向けるが、同性愛者の間には権利の実現について異なる方法や意見をもっていた者もいるはずである。だが、そのような声は本書では取り上げられていない。

評者は同性愛者の権利を追求するための集団の運動に対して、東アジアの同性愛者自身がどのような態度を取っているのかを明らかにするために、2021年に中国大陸の男性同性愛者を調査の対象として、半構造化インタビュー調査を行った¹²。調査の結果として、社会における同性愛者への抑圧や結婚と出産の圧力に向き合う際、一部の男性同性愛者は自身の能力の限界を感じており、私的な人生にしか関心を払わず、異性愛者の態度を変えることも求めず、同性愛者の権利を積極的に争わないということが明らかになった。中国のインターネットを見ていると、同性愛者の発言傾向として、性的マイノリティの権利を追求する意見が主流に見える。しかし評者が同性愛者に対して個別に現実の生活に即した権利に関わる質問をすると、彼らの回答はネット上とは大きく異なる様相を呈していた。したがって、調査の対象の選定次第では、得られた結果は異なる可能性がある。

本書がLGBT 集団内において考察の対象として取り上げるのは、同性婚法の支持派が中心となっている。しかしながら、台湾では同性婚法に反対する同性愛者はどのような理由を持つのか、彼らは同性婚法の推進にどのような影響を与えたのか、また同性婚を否定する彼らの権利をどのように保障するのかという点に留意が必要である¹³。評者は同性愛者という身分の暴露を恐れる同性愛者を研究の対象としていないことに限り、それが本書の限界だと考えている。同性婚の法制化時代に入る台湾にとって、同性愛者の実態を更に精確に把握し、同性愛者の内部にある異なる主張を尊重し、同性婚法に残されている諸課題を解決し、同性婚法

¹² 田文俊「中国における男性同性愛者をめぐる差別——当事者の人権意識を中心に——」、『言語・地域文化研究(東京外国語大学)』第29号、2023年、341-355頁。

¹³ 台湾において同性婚法の導入に伴い、パートナーシップ注記が廃止されるようになった。台湾の民法によると、身分証明カードの裏には配偶者の氏名が記入される。すなわち婚姻関係を結べば、身分証明カードで自動的に配偶者名が印字される。従って、同性婚法を利用したら、結婚相手が同性であることを第三者に知られる可能性は高いとされる。

の枠組みを改善することが期待されている。

第二に、本書が示した同性婚法を求める論理の説明には、説得力を欠く面がある。著者は、同性婚を合法化すべきと主張しており、その根拠として「民法が異性婚姻のみを保護することは憲法が規定する自由という人権に反する」という理由を挙げる。すなわち、国が同性婚の承認を拒否することは、国の公権力が個人の自由と人権を侵害したことになる。

しかし一方で、呉(2015)によれば、同性の間の結合を民法が認める法的関係としようとするには、婚姻そのものが市民社会の公共的事務に属するのか、あるいは個人の私的領域のプライバシー的空間に属するものなのかという問題がある¹⁴。前者に属するなら、国民全体は討論に参加する余地があるので、公共社会の全体から考えれば、マイノリティ集団は弱い立場に立つことになる。後者に属するなら、憲法の自由権に立脚しており、プライバシーの尊重を呼び掛ける同性婚の支持派は、論理が矛盾するようになる。なぜならば、国の公権力が個人のプライバシーを侵害することを主張して合法化を求める行動は、すなわち公共性の承認にほかならないからである。また社会的発展の歴史から見ると、婚姻と公共社会との関係が全く存在しない、という主張の証拠はほとんど見当たらない。したがって、国民投票でなく大法官の解釈と特別法の制定を通して同性婚を法制化する台湾は、同性婚運動において原理の混乱に陥っているように見える。著者は台湾の法制度の仕組みの一つとして、多数決によっても否定できないマイノリティ集団の人権は大法官が守るということを高く評価する。しかし人権の保護という理由以外に、なぜ同性愛者への婚姻権の付与が必要であるのかを深く掘

り下げてはいない。異性愛者を含めたより広範な社会的支持を確立するために、それは同性愛者への保護に関して見過ごせない問題である。

4. 中国の同性婚法制化への示唆

次に、台湾の経験を評者が研究対象とする中国の同性婚運動に適用することができるのか、を考えてみたい。この考察にあたって評者が着目するのは、一連の運動における台湾の政権の役割である。

同性婚運動に台湾の政権がどのような役割を果たしたのかを整理すると、婚姻平等を支持する態度を政権が明確に示すことに大きな意義があったと評者は考えている。蔡英文が婚姻平等を支持し、彼女が主席を務めていた民進党が立法院で過半数を占めていたという政治の現実、同性婚法を可能とした背景の一つであるということを書き明かした(319頁)。具体的に言えば、性別平等教育法の実施、同性愛者向けのパートナーシップ制度の導入、大法官の任命などは、同性婚法の実現まで同性愛者の権利を守りながら、同性愛者に対してより生きやすい環境を創ったとされている。要するに、政権の支持は、同性婚法が実現する重要な条件である。

一方、中国政府は性的少数者を統制の対象とするために、中国の同性愛者は社会で抑圧されており、自分の心に従って暮らすことが難しい。例えば、中国政府はサイトの運営会社を通じてインターネット上の取り締まりを強化した。2021年7月には、中国で性的少数者向けのSNSアカウントが一斉に閉鎖された。これは中国政府の指導の結果と考えられ、インターネット上で抗議や議論を引き起こした¹⁵。また

¹⁴ 呉煜宗「台湾における同性愛者の婚姻問題に対する法的対応」、『2015年度福岡大学法科大学院・国際シンポジウム』、883-890頁、2015年。

¹⁵ 西日本新聞 (<https://www.nishinippon.co.jp/item/n/767058/> 最終アクセス日：2022年09月06日)

中国政府が主導する教育システムにおいても、ジェンダー教育が軽視され、同性愛者に関する教育が足りないことが問題視されている。胡(2012)が行った大学生939名を対象としたアンケート調査によると、70%を超える調査の回答者が同性愛に関する教育を受けておらず、45%を超える回答者が同性間で性行為をすればエイズを患うと答えた、という結果が出てきた¹⁶。このように、中国ではジェンダー教育の欠如によって、同性愛が正当に扱われていない。多様な性に対する中国政府の不寛容な態度は一貫している。

いっぽう中国と異なり、台湾の政権は同性愛者の保護に取り組んできたように見える。中国政府がマイノリティ集団の利益に関心を寄せ、調和の取れる環境を創るという役割を果敢に履行するとしたら、中国では同性愛者の保護には進歩を遂げると評者は考えている。とはいえ、同性愛者が政権の支持を得るのは、必ずしも容易ではない。著者が指摘するように、「婚姻平等の実現という成果は、血みどろの闘争の末に勝ち取られたものであり、権力者からのお恵みでも、天から降ってきた偶然でもないということである」(323頁)。しかし今の中国では、同性愛者の意見を外部のマジョリティ集団に伝えられる社会の制度があるのかは疑わしい。

評者がさらに気になるのは、中国では同性愛者自身がそもそも自分の意見を外部へ発信していないという点である。郭(2019)が実施したLGBT 751名を対象としたアンケート調査によると、汚いあだ名を付けられていた回答者は40.9%もあり、言葉による侮辱を受けた回答者は34.6%、クラスメートに仲間外れになっていた者は21.9%、さらに、身体侵害を受けた者は6%いた¹⁷。また人民網(2013)の記事による

と、性的指向を理由に職場でパワハラを受けたという事例がある。張(2019)によれば、現在の中国には男性同性愛者は「変質者」「親不孝」などと言われており、周囲から咎められているという(張 2019: 113-115)。劉(2022)によれば、中国社会におけるセクシャルマイノリティへの理解不足によって、彼らは社会的な不利益を被っている。またこのような不利益を受けた事例は、セクシャルマイノリティに対する理解の乏しさを表す一側面であり、カミングアウトを行うハードルをさらに高く困難なものにしていると指摘されている(劉 2022:95)。そこで、どのように性的指向を隠すのか、どのように異性愛者の差別を避けるのか、そしてどのような対策でその意図を実現させようとするのかが、一部の同性愛者に突きつけられる問題となる。公的空間で自身の存在を現すより、むしろ私的空間に閉じこもって暮らすのが中国の同性愛者にとっては得策である。しかし、中国の同性愛者は台湾の経験を学んで、自身の主張を外部へ発信し、権利を保障するための法の生成の活動を組織しなければ、同性愛者を包摂する社会の到来は遠い。

おわりに

本書は台湾の同性婚法の誕生の過程を詳細に考察し、同性愛者がどのように権利を追求したのかを分析している。本書は、これまでほとんど研究されていなかった東アジア諸国におけるジェンダー問題の政治化を取り上げ、法律による同性愛者の不可視化を変え、自分の態度をマジョリティ集団に見せるようにした政府と同性愛者の努力を論述し、またその過程において欧米からの示唆と異なる台湾の経験を示した。具体的に言えば、台湾の同性婚法の実現

¹⁶ 胡均「对我国当前大学生同性恋性观念的调查分析与教育对策」、中南大学マルクス主義理論研究科2012年度修士論文、2012年。

¹⁷ 郭凌風「性少数群体校園暴力与欺凌的危険和保護因子」、『中国学校衛生』40-1、2019年。

には、公的空間における性別問題の政治化、政権の支持及び中国との差異を際立たせる台湾のナショナリズムが寄与していた、とまとめることができる。著者の同性婚法の経緯の分析は、同性婚法の実現に留まらず、ポスト同性婚時代の課題も提示しており、同性愛者への権利保護の着目点を全面的に捉える上で重要な示唆を与えるものである。

本書は台湾の法律や同性愛者を主な観察対象として取り上げているが、同性婚法の実現を目的とする東アジアの他の国々にも参考になるものである。実際、評者の研究テーマである中国の同性婚法の実現の問題に対して、本書は多くの新しい知見や考慮すべき点を提示するものであった。本書は現地の同性愛者の当事者を研究対象として本音を掘り下げ、台湾の同性婚法の実現を研究し、当該研究分野に新しい道筋を作り、台湾の同性婚姻運動史を詳細に描き出す貴重な一冊である。

【参考文献】

日本語文献(五十音順)

イレーヌ・テリー著、石田久仁子・井上たか子訳(2019)『フランスの同性婚と親子関係 ジェンダー平等と結婚・家族の変容』明石書店

呉焜宗(2015)「台湾における同性愛者の婚姻問題に対する法的対応」『2015年度・福岡大学法科大学院・国際シンポジウム』,pp.883-890.

田文俊(2023)「中国における男性同性愛者をめぐる差別——当事者の人権意識を中心に——」『言語・地域文化研究(東京外国語大学)』第29号, pp.341-355.

劉強(2022)「中国におけるカミングアウト支援の現状——支援機関 Trueself の調査から——」『立命館アジア・日本研究学術年報』立命館大学アジア・日本研究所 ,p.95.

中国語文献(ピンイン・アルファベット順)

陳陽(2014)「西班牙同性婚姻合法化研究」華東政法大学法律史研究科 2014年度博士論文.

郭凌風(2019)「性少数群体校園暴力与欺凌的危險和保護因子」『中国学校衛生』2019年第40卷第1号.

胡均(2012)『对我国当前大学生同性恋性觀念的調查分析与教育对策』中南大学マルクス主義理論研究科2012年度修士論文.

李宏・季路璐(2014)「我国同性婚姻之否定的文化根源探析」『広西社会科学』2014年第9期.

張愛迪(2019)「互聯網对青少年同性恋身分認同發展的影響研究進展」『中国艾滋病性病』2019年第4号, pp.113-115.

【報道】

西日本新聞 2021/07/08

<https://www.nishinippon.co.jp/item/n/767058/> 2022/09/06 アクセス

産経新聞 2021/07/12

<https://www.sankei.com/article/20210712-WYVQICBL2JIM5LHAYB3JUGKHRA/>
2022/09/06 アクセス

搜狐新聞「同性婚姻維權第一案宣判」2016/04/13

<http://news.sohu.com/20160413/n444065846.shtml> 2022/11/12 アクセス

人民網「調査称大陸職場絶大多数同性愛者選択隠瞞性傾向」2013/05/18

<http://politics.people.com.cn/n/2013/0518/c70731-21527624.html>
2022/11/15 アクセス